

「えるぼし認定」

～認定通知書交付式を開催します～

第3段階

株式会社 せ い き ら り SEI 喜羅里

(喜多方市、医療・福祉業) 代表取締役 猪俣 由美



- 福島労働局(局長 岡田 直樹)は、株式会社 SEI喜羅里(代表取締役 猪俣 由美)から申請を受けた「女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定」について審査した結果、申請企業における女性の活躍推進のための取組について、認定基準の評価項目(①採用、②継続就業、③労働時間等の働き方、④管理職比率、⑤多様なキャリアコース)を全て満たすことから最も高い認定段階である「第3段階」に認定しました。
- 今回の認定により、福島県内の認定企業数は28社(「第3段階」は21社、「第2段階」は7社)になりました。
- 認定企業に対する「認定通知書交付式」は下記により実施します。

日 時

令和 7 年 10 月 14 日 (火) 14:00～

会 場

福島第二地方合同庁舎 1 階会議室 (福島市花園町 5-46)

交付式での写真撮影、認定企業への取材は可能です(会場に直接お越し下さい)。

えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。なお、評価基準を満たす項目数に応じて3段階あります。